

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 規則

○総合運動場条例施行規則	(震災復興・企画総務課)	一
○宮城県ライフル射撃場管理規則	(同)	四
○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則	(食と暮らしの安全推進課)	五
○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	(共同参画社会推進課)	一三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(業務課)	一三
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一四
○道路占用料規程の一部を改正する告示	(道路課)	一四
○宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則		一五
○自然の家管理規則の一部を改正する規則		一五
○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則		一七
○人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則		一七
○人事委員会の権限(地域手当)の一部委任の一部を改正する告示		一七

## 規則

総合運動場条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

## ○宮城県規則第二十三号

## 総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号。以下「条例」という。)第二十五条の規定に基づき、総合運動場(条例第二条に規定する総合運動場のうち宮城県宮城野原公園総合運動場の駐車場(以下「駐車場」という。)、宮城県第二総合運動場及び宮城県総合運動公園の宮城県サッカー場をいう。以下同じ。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(使用者及び入場者の遵守事項)

第二条 総合運動場の使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
  - 二 現状を変更しないこと。
  - 三 使用目的以外に使用しないこと。
  - 四 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
  - 五 使用許可を受けた設備器具以外は、使用しないこと。
  - 六 総合運動場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
  - 七 使用施設に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示すること。
- 2 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 駐車場の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
  - 二 駐車場の施設設備を損傷しないこと。
  - 三 駐車場内において他の自動車の駐車場の妨げとなる行為をしないこと。
  - 四 標識及び係員の指示に従うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示すること。
- 3 総合運動場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- 一 総合運動場内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
  - 二 総合運動場内において他の者の妨げとなる行為をしないこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者(駐車場にあっては、知事)が指示すること。
- (職員の立入り)

第三条 知事又は指定管理者は、秩序の維持又は施設設備の管理上必要があると認めるときは、職員

を使用中の施設に立ち入らせることができる。

(使用料の納入)

第四条 駐車場の使用に係る条例第十二条第二項ただし書の別に定める方法は、現金により納入する方法とする。

(申請書)

第五条 条例により知事に提出する申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十条第二項の行為許可申請書 様式第一号
- 二 条例第十二条第四項の使用料後納申請書 様式第二号
- 三 条例第十二条第七項の使用料返還申請書 様式第三号
- 四 条例第十四条第二項の使用料免除申請書 様式第四号

(申請書の経由)

第六条 条例及びこの規則により知事に提出する申請書は、駐車場に係るものを除き指定管理者を経由しなければならない。

(使用終了の届出)

第七条 総合運動場の使用の許可を受けた者は、総合運動場の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、総合運動場の管理運営に関し必要な事項は知事又は知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

宮城県知事 殿		宮城県宮城野原公園総合運動場 宮城県宮城野原公園総合運動場 宮城県宮城野原公園総合運動場		行為許可申請書	年 月 日
住 所		申請者 氏名又は名称 (法人その他の団体にあっては、その代表者氏名) (電話 )			
下記のとおりの行為を行いたいので許可されるよう申請します。					
記					
使用(行為)期間	時	年	月	日	時から
行事名及び行事内容(行為目的)					時まで
入場料徴収の有無	有				無
行事担当者(行為を行う場所)					(電話 )
※ 使用料					円
その他必要な事項					
行為内容	区分	数量	備	考	
販 売					
写 真 撮 影					
映 画 撮 影					
ラ ジ オ 放 送					
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送					
独 占 利 用					
広 告					

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。その代表者が行為許可の申請をすること。  
2 団体で使用する場合は、その代表者名を「」で消すこと。  
3 申請書名の該当しない施設を「」で消すこと。

様式第2号 (第5条関係)

宮城県野原公園総合運動場 使用料後納申請書 宮城県第二総合運動場 宮城県		年 月 日
宮城県知事 殿		
申請者 住 所 氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その代表者氏名) (電話 )		
下記の理由により使用料後納を承認されるよう申請します。		
記		
許 可 年 月 日	年 月 日	
指 令 番 号	指令第	号
前納できない理由		
備 考		

(注) 申請書名の該当しない施設を——で消すこと。

様式第3号 (第5条関係)

宮城県野原公園総合運動場 使用料返還申請書 宮城県第二総合運動場 宮城県		年 月 日
宮城県知事 殿		
申請者 住 所 氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その代表者氏名) (電話 )		
下記の理由により使用料を返還されるよう申請します。		
記		
許 可 年 月 日	年 月 日	
指 令 番 号	指令第	号
返還を要する金額	円	
返還を受ける理由		
※ 調 定 額	円	
※ 返 還 額	円	
※ 返還後の金額	円	

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 申請書名の該当しない施設を——で消すこと。

様式第4号 (第5条関係)

宮城県宮城野原公園総合運動場 使用料免除申請書  
宮城県第二総合運動場  
宮城県宮城野原公園総合運動場

宮城県知事 殿

年 月 日

住 所

申請者 氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その代表者氏名)  
(電話)

下記の理由により使用料の全部 (一部) を免除されるよう申請します。

記

許可年月日	年 月 日
指令番号	指令第 号
行事名及び行事内容	
使用日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
使用施設又は設備	
行為内容	
使用料	円
免除を受けようとする理由	
※ 調定額	円
※ 免除額	円
※ 免除後の金額	円

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。  
2 申請書名の該当しない施設を——で消すこと。

宮城県ライフル射撃場管理規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

宮城県ライフル射撃場管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号。以下「条例」という。)第十三条の規定に基づき、宮城県ライフル射撃場(以下「射撃場」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の遵守事項)

第二条 射撃場を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- 二 あらかじめ許可を受けた場合を除き、射撃場の現状を変更しないこと。
- 三 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 使用許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- 五 許可なく射撃場内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと(第三者に行わせる場合を含む)。
- 六 許可なく射撃場内において広告物の掲示若しくは配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- 七 酒気を帯びて射撃場を使用しないこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
- 2 スモールポアライフル射撃場又はエアライフル射撃場の使用者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - 一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「銃刀法」という。)第七条に規定する許可証を指定管理者に提示すること。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。
  - 二 宮城県公安委員会が銃刀法第九条の二第一項の規定に基づき指定した銃砲及び実包以外は、使用しないこと。
  - 三 公益社団法人日本ライフル射撃協会(昭和四十六年九月十七日に社団法人日本ライフル射撃協会という名称で設立された法人をいう。)が定める危害予防規程に従い、射撃の安全に注意すること。

四 常に銃器、弾薬の保全に留意し、射撃を行わないときは、使用者が責任をもって保管すること。

五 射座以外の場所で射撃を行わないこと。

六 伏射、立射又はしつ射以外の射撃を行わないこと。

七 連発式の銃砲を使用しないこと。ただし、指定管理者の許可を得て一発ずつ装てんして使用する場合は、この限りでない。

(施設への立入り)

第三条 指定管理者は、秩序の維持及び施設設備の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(使用終了の届出)

第四条 使用者は、射撃場の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ふぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の禁止の適用除外)

第二条 条例第三条ただし書の規則で定める者は、ふぐの卸売業者とする。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第五条第一項第二号に規定する他の都道府県等でふぐの処理に関する免許等を受けている者で規則で定めるものは、他の都道府県等でふぐの処理に関する免許又は認定等(以下「免許等」という。)を受けている者で当該他の都道府県等において実施されるふぐ処理者試験と同等以上の

試験(以下「同等以上の試験」という。)に合格したものとす。

(免許の申請)

第四条 条例第五条第二項の規定による免許の申請は、ふぐ処理者免許申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類(条例第五条第一項第二号に掲げる者にあつては、同等以上の試験に合格し、ふぐの処理に関する免許等を受けている旨を証する書類の写し)

二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)

三 精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかに関する医師の診断書

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第五条 条例第七条第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第六条 知事は、免許の申請を行った者が前条に規定する者と認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ処理者名簿)

第七条 条例第八条第一項のふぐ処理者名簿は、ふぐ処理者名簿(様式第二号)によるものとする。

(免許証)

第八条 条例第八条第三項の免許証は、ふぐ処理者免許証(様式第三号)によるものとする。

(名簿の訂正の申請)

第九条 条例第十条第二項の申請書は、ふぐ処理者名簿訂正申請書(様式第四号)によるものとする。

(登録の消除の申請)

第十条 条例第十一条第一項の申請書は、ふぐ処理者名簿登録消除申請書(様式第五号)によるもの



とする。

(書換え交付の申請)

第十一条 条例第十二条第二項の申請書は、ふぐ処理者免許証書換え交付申請書(様式第六号)によるものとする。

(再交付の申請)

第十二条 条例第十三条第二項の申請書は、ふぐ処理者免許証再交付申請書(様式第七号)によるものとする。

(試験の方法)

第十三条 条例第十七条第一項に規定するふぐ処理者試験(以下「試験」という。)は、学科試験及び実技試験により行う。

2 試験の科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

イ 水産食品の衛生に関する知識

ロ ふぐに関する一般知識

二 実技試験 ふぐの処理に関する技術

3 実技試験は、学科試験に合格した者に限り、受けることができる。

4 学科試験に合格した者に対しては、学科試験に合格した年度の翌々年度の三月三十一日までに行われる試験の学科試験を免除する。

(試験の公告)

第十四条 知事は、試験を行うおうとするときは、その場所、期日、受験願書の提出期日その他試験に必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験願書等)

第十五条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理者試験受験願書(様式第八号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること)。

二 条例第十八条に該当する者を証する書類

2 前項の場合において、第十三条第四項の規定により学科試験の免除を受けようとする者は、前項第二号に掲げる書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第一項のふぐ処理者試験受験願書を受理したときは、当該ふぐ処理者試験受験願書を提出した者に受験票を交付するものとする。

(合格証書の交付)

第十六条 知事は、試験に合格した者に、ふぐ処理者試験合格証書(様式第九号)を交付する。

2 知事は、学科試験のみに合格した者に、ふぐ処理者試験学科試験合格証明書(様式第十号)を交付する。

(身分証明書)

第十七条 条例第二十五条第二項の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成二十一年内閣府令第七号)第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

(書類の経由)

第十八条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を所管する保健所長を経由するものとする。ただし、仙台市又は県外の区域に住所を有する者が提出する書類については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者)

2 条例附則第二項の条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であつて規則で定めるものは、この規則の施行の際現に県のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和五十九年八月二十日施行)第九の二の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区分に限る。)及び仙台市のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和五十九年七月一日施行)第九の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区分に限る。)とする。

(国民学校の高等科を修了した者等と同等以上の学力があると認められる者)

3 条例附則第三項に規定する国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

二 旧盲学校及聾哑学校令(大正十二年勅令第三百七十五号)によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者

三 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

四 旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校の普通科の課程を修了した者

五 内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程

(昭和十八年文部省令第六十三号) 第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を終わった者又は第三号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

六 前各号に掲げる者のほか、知事において試験の受験に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

第七第一号 (第4条関係)

宮城県収入証紙  
貼付欄

ふぐ処理者免許申請書 年 月 日

宮城県知事 殿

住所氏名連絡先 ( )

下記によりふぐ処理者の免許を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍)

氏名 年 月 日生  
性別 年 月 日生  
性 別 年 月 日生  
旧姓等併記希望 有 ・ 無  
旧姓又は通称名

2 年度 第 回 都道府県知事 実施ふぐの処理に関する試験合格  
市 区 長 長

試験合格の年月日 年 月 日

3 都道府県知事 市長 長  
ふぐ処理者の免許・認定等

免許・認定等番号 第 号  
免許・認定等年月日 年 月 日

4 ふぐの処理等の規制に関する条例第6条に規定する免許等の取消処分を受けたことはありません。  
(あるときは、処分都道府県知事等名、処分年月日及び処分を受けた理由)

(備考)

1 添付書類

- (1) ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類（条例第5条第1項第2号に掲げる者においては、同等以上の試験に合格し、ふぐの処理に関する免許等を受けている旨を証する書類の写し）
  - (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者において、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限り。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者においては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
  - (3) 精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかに関する医師の診断書
- 2 記載事項3については、条例第5条第1項第2号に掲げる者（他の都道府県等で免許等を受けている者）のみが記入すること。
- 3 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第2号（第7条関係）

ふぐ処理者名簿

登録番号	第	号	登録年月日
本 籍 地 都 道 府 県 名 （日本の国籍を有しない者については、その国籍）			
氏 名 （旧姓又は通称名）	性 別	生 年 月 日	年 月 日
免 許 取 消 年 月 日 と そ の 理 由			
名 簿 訂 正 年 月 日 と そ の 理 由			
免 許 証 書 換 え 交 付 年 月 日 と そ の 理 由			
免 許 証 再 交 付 年 月 日 と そ の 理 由			
登 録 の 消 除 年 月 日 と そ の 理 由			
摘 要			



様式第3号 (第8条関係)

ふぐ処理者名簿登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

宮 城 県 知 事 \_\_\_\_\_ 号

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十八号）によりふぐ処理者の免許を与える。よって、この証を交付する。

ふぐ処理者免許証

本 籍 地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

(備考) 免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

様式第4号 (第9条関係)

ふぐ処理者名簿訂正申請書

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城県知事 \_\_\_\_\_ 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

下記のとおりふぐ処理者名簿を訂正されたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

登 録 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 変更のあった事項

変 更 後 \_\_\_\_\_

変 更 前 \_\_\_\_\_

3 変更の理由及び年月日

変 更 理 由 \_\_\_\_\_

変 更 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(備考)

添付書類

- (1) 変更事項が確認できる戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し等
- (2) 免許証へ旧姓又は通称名併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を証する書類（戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し等）

様式第5号 (第10条関係)

ふぐ処理者名簿登録削除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名 (届出義務者)  
連絡先 ( )

下記のとおりふぐ処理者名簿の登録を削除されたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第11条第1項又は第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 削除する者

本籍地都道府県名  
(日本の国籍を有しない者については、その国籍)

氏名

生年月日 年 月 日生

性別

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

2 登録削除の理由

(備考)  
添付書類 ふぐ処理者免許証

様式第6号 (第11条関係)

ふぐ処理者免許証書換え交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
氏名  
連絡先 ( )

下記のとおり免許証の書換え交付を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、ふぐ処理者免許証を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

2 変更のあった事項

変更後  
変更前

3 変更の理由

(備考)  
1 添付書類  
ふぐ処理者免許証  
2 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

宮城県収入証紙  
貼り付け欄

様式第7号 (第12条関係)

宮城県収入証紙  
貼り付け欄

ふぐ処理者免許証再交付申請書  
宮城県知事 殿  
年 月 日

住所氏名連絡先  
( )

下記によりふぐ処理者免許証の再交付を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第13条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 登録番号及び登録年月日  
登録番号 第 号  
登録年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の理由

- (備考)
- 1 免許証を破り、又は汚した場合には、その免許証を添付すること。
  - 2 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第8号 (第15条関係)

宮城県収入証紙  
貼り付け欄

ふぐ処理者試験受験願書  
宮城県知事 殿  
年 月 日

住所氏名連絡先  
生 年 月 日 年 月 日生  
連 絡 先 ( )  
学科試験合格の年月日 年 月 日

ふぐ処理者試験を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則第15条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて出願します。

- (備考)
- 1 添付書類
    - (1) 写真 (出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
    - (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条に規定する者に該当することを証する書類
    - (3) 学科試験の免除を受けようとする者については、(2)の添付書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類
  - 2 学科試験合格の年月日は、学科試験の免除を受けようとする者のみが記入すること。
  - 3 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第9号 (第16条関係)

ふぐ処理者試験合格証書

合格第 号  
氏名

年 月 日生

年度実施のふぐ処理者試験に合格したことを証する。

年 月 日

宮城県知事

印

様式第10号 (第16条関係)

ふぐ処理者試験学科試験合格証明書

合格第 号  
氏名

年 月 日生

年度実施のふぐ処理者試験の学科試験に合格したことを証する。

年 月 日

宮城県知事

印

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
○宮城県規則第二十六号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年宮城県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第八条第三項及び第十九条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改む。

様式第一号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二号中「㊸」を削り、「第10条第3項」や「第10条第4項」を「日本工業規格」や「日本産業規格」及び「第6条第2項」や「第5条第2項」に改む。

様式第三号中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」及び「第6条第2項」を「第6条第2項」に改む。

様式第四号から様式第七号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

をそれぞれ1部提出」や「には、次の書類を添付」を

「① 登記事項証明書の写し ① 登記事項証明書2部（うち写し1部）に改む。

② 財産目録の副本 ② 財産目録2部」に改む。

様式第四号から様式第七号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第八号から様式第十三号までの規定中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第十四号中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」及び「第6条第2項」を「第6条第2項」に改む。

様式第十五号中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第十六号及び様式第十七号中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第十八号及び様式第十九号中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十号中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十一号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十二号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十三号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十四号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十五号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十六号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十七号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十八号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十九号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十一号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十二号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十三号中「印」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

役員等との取引  
(4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者）で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日  
(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  
(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  
(7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日」

や

「(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益を生ずる取引及び費用を生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

ロ 役員等との取引

(3) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者）で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日」に改む。

様式第二十一号から様式第二十三号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十四号から様式第二十六号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十号から様式第三十二号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十三号から様式第三十五号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十六号から様式第三十八号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第三十九号から様式第四十一号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第四十二号から様式第四十四号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第四十五号から様式第四十七号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第四十八号から様式第五十号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第五十一号から様式第五十三号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第五十四号から様式第五十六号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第五十七号から様式第五十九号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第六十号から様式第六十二号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第六十三号から様式第六十五号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第六十六号から様式第六十八号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第六十九号から様式第七十一号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第七十二号から様式第七十四号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第七十五号から様式第七十七号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第七十八号から様式第八十号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第八十一号から様式第八十三号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第八十四号から様式第八十六号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

様式第八十七号から様式第八十九号までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改む。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「十二月三十一日」の下に「（法第六条の二第一項若しくは法第六条の三第一項の規定による認定又は法第六条の二第四項若しくは法第六条の三第五項の規定による更新を受けた場合は、省令別表第一第二の項第三号に規定する地域連携薬局等に関する事項（以下「地域連携薬局等に関する事項」という。）については、当該認定又は更新の申請をした日の属する月の前月の末日」を加え、同項ただし書中「当該情報」の下に「地域連携薬局等に関する事項を除く。」を加える。

「第7条第3項ただし書 第17条第4項」 「第7条第4項ただし書 第17条第8項」  
様式第一号及び様式第四号中 第23条の2の14第6項 を 第23条の2の14第13項 に改める。  
第28条第3項ただし書 第28条第4項ただし書  
第35条第3項ただし書 第35条第4項ただし書

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第一号中「出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、」を削り、「古川駅」を「白石蔵王駅、古川駅」に改め、同号イからハまでを削る。

第十一条第一項第十号中「又は滞在」を「若しくは滞在」に、「条例第十条の規定に基づき」を「そ

の住所若しくは居所若しくは滞在地から直ちに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百四十一号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十一条の八第一項」を「第十一条の九第一項」に改め、同条中第三十三号を第三十六号とし、第三十二号の次に次の三号を加える。

三十三 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線類（地下に設ける電線類としての電線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器（柱状型機器を含む。）をいう。次号において同じ。）

三十四 電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線類その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

三十五 自動運行補助施設

第三条第一項第七号中「地上機器を含む」を「地上機器（柱状型機器を含む。）をいう」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号を同項第十五号とし、同項に次の一号を加える。

十六 道路法施行令第十六条の二に掲げるもの（当該占有物件の設置に合わせて当該占有に係る区



域以外の区域の除草、清掃その他の道路の維持管理への協力が行われる場合のものに限る。）  
条例に定める占用料の十分の九に相当する金額を減じた金額

附則第三項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この告示は、令和三年三月二十六日から施行する。

教育委員会

宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和五十七年宮城県教育委員会規則第七号）及び総合運動場条例施行規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

第九条中「第六条第五項」を「第六条第三項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第十条中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第5条関係）

自然の家使用許可申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿 申請者 住所  
氏名又は名称  
（法人その他の団体にあつては、  
代表者の氏名  
電話番号  
電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行事名称 使用目的 使用しようとする人	連絡先 使用しようとする日	氏名		電話番号		FAX番号		E-mail		年 月 日 時 分 まで
		姓	名	姓	号	姓	号	姓	名	
区 分		男	女	男	女	男	女	男	女	計
宿 泊 室										円
テントサイト										円
山 小 屋										円
コ ナ ー ジ										円
研 修 室										円
ホリエビラーシヨウ室										円
プレイールーム										円
音楽室										円
会議室										円
コ ナ ー ジ										円
体 育 館										円
野外炊飯施設										円
運 動 場										円
そ の 他										円
備考										円

（注）※印の欄は記入しないでください。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 (第5条関係)

自然の家使用許可書

殿

宮城県 自然の家所長

第 年 月 日 号

す。 年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可しま

記

行事名称	氏名	電話番号	月 日 時 分
		FAX番号	
使用目的	連絡先	E-mail	月 日 時 分
使用するよう とする 人	使用するよう とする 日	年 月 日	分から 分まで

区分	中学生及び これに準ずる者以下		高校生及び これに準ずる者		学習活動の 者(大学生を 含む。)		概 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
宿泊室								
テントサイト								
山小屋								
コテージ								
研修室等	研修室							
	オリエンテーション室							
	アレイルーム							
	音楽室							
会議室								
コテージ								
体育館								
野外炊飯施設								
運動場								
その他								

様式第三号を削る。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同様式を様式第四号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―二―六十七

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―五十三―二十六

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（給与条例第十一条の二の規定による地域手当）

第二条 給与条例第十一条の二第三項の規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第三条 給与条例第十一条の二第四項の規則で定める支給割合は、別表に定めるとおりとする。

第七条中「掲げる割合（一）を「定める割合（一）」に、「掲げる割合の地域手当支給公署」を「定める割合の同表に掲げる地域若しくは別表に定める割合の同表に掲げる地域又は同項の表に定める割合の給与条例第十一条の二第一項に規定する公署」に改める。

第九条第一項第一号中「第十一条の二第一項に規定する地域又は」を「第十一条の二第二項の表若しくは別表に掲げる地域又は同条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「第十一条の二第二項の表」の下に「若しくは別表」を加える。

第十条中「に掲げる割合」を「若しくは別表に定める割合」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条、第三条関係）

地 域	支給割合
千代田区を除く東京都特別区内の地域	百分の二十
豊田市	百分の十六
千葉市 東京都府中市	百分の十五

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十三年人事委員会告示第十一号（人事委員会の権限（地域手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和三年三月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

一 二の(7)を同(9)とし、同(2)から(6)までを同(4)から(8)までとし、同(1)の次に次のように加える。

(3) 給与条例第十一条の五第一項第一号に規定する人事委員会の定める割合について定めること。

二の(1)を同(2)とし、同(1)として次のように加える。

(1) 給与条例第十一条の五第一項本文に規定する人事委員会の定める場合について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和三年四月一日